

仙台市農業委員会第97回総会議事録

- 開催日時 令和8年4月30日（木曜日）午後1時30分から午後2時54分
- 開催場所 仙台市役所二日町第二仮庁舎6階 農業委員会委員室
- 出席委員 15人
- | | | | |
|---------|------------|-------------|-------------|
| 会 長 | 1 番 赤間 敬 | | |
| 会長職務代理者 | 2 番 嶺岸 若夫 | | |
| 委 員 | 3 番 相原 元浩 | 4 番 阿部 康幸 | 5 番 大泉 権吾 |
| | 6 番 小野寺 潔 | 7 番 菊地 郁夫 | 8 番 熊谷 幸夫 |
| | | 10 番 齋藤 清太 | 11 番 佐々木 功治 |
| | | 13 番 庄子 みゆき | 14 番 鈴木 可和 |
| | 15 番 高橋 勝彦 | | |
| | 18 番 松原 菊男 | 19 番 三浦 彰芳 | |
- 欠席委員 3人 12 番 柴田 市郎 16 番 高山 真里子 17 番 中嶋 紀世生
- 遅参委員 1人 9 番 郷古 雅春(午後2時18分出席)

○ 議事日程

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議事録署名委員の指名
- 4 議 案
 - (1) 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る処分決定について
 - (2) 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定について
 - (3) 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定について
 - (4) 第4号議案 農地法第2条第1項の適用を受けない非農地証明願の承認について
 - (5) 第5号議案 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について（その1）
 - (6) 第6号議案 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について（その2）
 - (7) 第7号議案 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について（その3）
- 5 協 議
 - (1) 令和8年度最適化活動の目標の設定等について
- 6 報 告
 - (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
 - (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
 - (3) 農地法第3条の3の規定（相続等）による届出について
 - (4) 農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知について
 - (5) 農業用施設に供する2アール未満の農地転用届出について
 - (6) 公共工事に伴う農地転用届出について

- (7) 売渡あっせん希望農地一覧表
- (8) 令和7年度第6回企画検討委員会会議報告

7 その他

- (1) 会長報告
- (2) 農業委員会による最適化活動の点検・評価の実施について
- (3) 事務局からの連絡事項

8 閉 会

○ 農業委員会事務局職員

事務局長	小川内 浩文	事務課長	櫻井 健二
振興係長	高橋 航哉	農地係長	伊藤 秀宣
振興係主任	山本 幸子	農地係会計年度任用職員	庄子 尚

1 開 会	開 会	(午後1時30分)
司会：振興係長	<p>それでは、ただ今から仙台市農業委員会第97回総会を開催いたします。 開会にあたりまして、仙台市農業委員会赤間敬会長から、ごあいさつをお願いします。</p>	
2 会長挨拶	－ 会長 あいさつ －	
司会：振興係長	<p>ありがとうございました。 次に、議長につきましては、仙台市農業委員会会議規則により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の進行は、赤間会長、よろしくお願いたします。</p>	
議 長 (赤間会長)	<p>本日は、12番 柴田市郎委員、16番 高山真里子委員、17番 中嶋紀世生（なかじまきよみ）委員から欠席の届けがありました。また、9番 郷古雅春委員が遅れると連絡がありました。19人中15人出席ですので、会議は成立しております。</p>	
3 議事録署名 委員の指名		
議 長	<p>次に、議事録署名委員については、13番 庄子みゆき委員、14番 鈴木可和委員を指名いたしますので、よろしくお願いたします。</p>	
議 長	<p>議案に入ります。 第1号議案から第4号議案まで、調査委員会を第二調査委員会が担当し、4月22日に実施しております。調査内容につきましては調査報告書をお配りし、書面での報告といたしますが、調査委員長が指定した案件については、調査委員から口頭報告をいたします。</p>	

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る処分決定についてを上程いたします。

最初に、高橋委員長から調査の結果を報告願います。

高橋第二調査
委員会委員長

第1号議案の調査委員会の結果について報告します。調査は、小野寺潔委員、佐々木功治委員、鈴木可和委員、私（高橋勝彦委員）の4名で行いました。また、該当する地区の農地利用最適化推進委員として、加藤隆推進委員、高橋孝夫推進委員が出席しました。今回の申請は、売買による規模拡大が4件、売買による新規就農が1件、贈与による農業承継が1件、賃貸借による新規就農が1件の合計7件です。調査の結果報告は、番号1番から3番を佐々木功治委員から、番号4番と5番を鈴木可和委員から、番号6番と7番を小野寺潔委員からします。

番号6番は、口頭報告をします。

(書面報告)

(11番佐々木功治委員報告)

番号1番は、贈与により農業承継するものです。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、3人で228aの農地を耕作しています。4月13日に庄子泰昭農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。なお、今回農業承継する農地の一部に耕作されていない部分がありますが、代々墓地として利用されているもので、全部効率利用要件には抵触しないものと判断いたしました。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号2番は、売買により規模拡大をするものです。譲受人は現在、草刈機1台を所有し、2人で38aの農地を耕作しています。4月13日に庄子泰昭農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号3番は、売買により新規就農をするものです。譲受人は現在、耕うん機1台を所有し、2人で1aの農地にきゅうり、さつまいも、かぼちゃ等の野菜を栽培し、自家消費する計画です。4月14日に佐藤成悦農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

(14番鈴木可和委員報告)

番号4番は、売買により規模拡大をするものです。譲受人は現在、トラクター2台を所有し、耕うん機、田植機、収穫機は農事組合法人から借り受け、2人で28aの農地を耕作しております。4月14日に加藤隆農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号5番は、売買により規模拡大をするものです。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機1台を所有し、田植機と収穫機は生産組合から借り受け、5人で147aの農地を耕作しております。4月15日に三浦信昭農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

小野寺潔委員
(6番)

番号6番は、賃貸借により新規就農をするものです。新規就農であることから聞き取り調査を実施しました。譲受人は、不動産事業を営む一般法人で、新たに地域活性化に寄与する事業として農業に参入を図るものです。役員1人、常時雇用する者1人で118aの農地にいちごを栽培する計画です。いちご栽培は観光農園や不動産業の取引先や直売所での販売も行い、栽培等のノウハウをもった会社から、生産・販売の支援・指導のもと、3年間で栽培技術を習得する計画です。また、地域活性化に寄与するため、地域内での共同作業にも参加予定です。今後、耕うん機を導入し、常時雇用する者2人、臨時雇用する者3人を増員する予定です。一般法人ですので、解除条件付の賃貸借となるものです。なお、申請地の一部には中間管理事業による賃借権が設定されておりましたので、農地法第18条第6項の通知(合意解約)が出ております。4月13日に高橋孝夫農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

(書面報告)

(6番小野寺潔委員報告)

番号7番は、売買により規模拡大をするものです。令和7年12月12日開催のあっせん会において、あっせんが成立したものです。譲受人は現在、トラクター3台、田植機1台、収穫機1台を所有し、2人で552aの農地を耕作しております。なお、申請地には農地中間管理事業による賃借権が設定されておま

すが、令和8年5月2日に期間満了となるものです。4月20日に今野友善農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

議長

第1号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等は、ございませんか。

大泉権吾委員
(5番)

番号6番について質問します。1haの農地に40a位のハウスを作るとしてありますが、残りの農地はどのように使いますか。

小野寺潔委員
(6番)

確定はしていませんが、耕うん機を購入し、野菜を栽培し畑として利用予定です。

大泉権吾委員
(5番)

必要最低限で余計な農地は必要ないのではないかと思います。ヒアリングでその点について説明がありましたか。

小野寺潔委員
(6番)

借入農地の図面をディスプレイでご覧ください。申請のあった農地のいちごハウス以外の利用について、西側にはいちごの育苗ハウスの建設を予定しています。北側の道路の際は、当面農地として利用し、将来は観光農園の駐車場などへの利用を見込んでいることからこのような面積になっています。

農地係長

補足として、観光農園や摘み取りの体験とかの受け入れは先になりますが、観光農園をする時に駐車場や事務所などを建設する計画を考えているそうです。また、いちごハウス建設地以外の土地は形が不整形であり、いちごハウスには使いづらいことから、小野寺委員からの説明のとおり育苗ハウスや畑利用などを検討していきたいと譲受人からはお話を伺っています。

大泉権吾委員
(5番)

解約条件付き賃貸借であることから、作付計画がないところを認めてしまうと作付状況の報告書もらった時に、いちごハウス以外の実績が出てこず、解約条件に引っかかり、作っていないから解除するという指導が入るかもしれない。そのため、当面使うところだけ借りるほうが良いのではないかと考えました。そのため、いちごハウス以外の農地の作付計画がどのような計画になっているかを知りたいため質問しました。具体的な内容はできていますか。

農地係長

譲受人には、農地法第3条で借りるということなので、耕作をすることが必要ですと説明しています。具体的に何を作付けするかまでは決まっていはいない状況です。形が不整形な農地で周辺部が使用しづらいですが、最低限荒らさないとい

	うところのご約束をいただいたうえで、申請を受理しています。
大泉権吾委員 (5番)	この地区では、いちご栽培は何件ありますか。
熊谷幸夫委員 (8番)	3件あります。
熊谷幸夫委員 (8番)	この農地は、ハウス建設以外の南側の農地は、不整形に加えかなりの湿田で土壌的に粘土質のため、水田以外の利用は難しい場所ですので、栽培品目の選定には注意が必要です。
松原菊男委員 (18番)	土壌条件があまり良くないということですが、ハウス以外のところは盛土する可能性はありますか。その点について伺っていますか。
小野寺潔委員 (6番)	そこまでのお話は出てないです。
松原菊男委員 (18番)	栽培する人の技術はあるのでしょうか。新規就農ですが、会社自体が不動産業なので技術のある人を雇うのでしょうか。
小野寺潔委員 (6番)	会社の中で人選してスタートします。栽培技術を有する会社から指導を受けて、3年ぐらいで自立する計画です。
議 長	しっかりした計画のもと、事務局からも指導をお願いします。
農地係長	一般法人なので年に1回、農地の利用状況報告書をいただくこととなります。また、解除条件付賃貸借のため、耕作しなくなった場合には、所有者から解約の申し出をしていただければ、土地を返してもらい契約となっていますので、荒れてしまった場合には、所有者が元に戻して所有者が耕作していくことになります。
議 長	その他、ご異議、ご意見等は、ございませんか。 (異議、意見等なし)
議 長	それでは、意見等がなければ採決します。 第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	全員挙手と認めます。よって、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請

に係る処分決定については、許可と決定いたします。

(午後 1 時 54 分)

議 長

次に、第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請に係る処分決定についてを上程いたします。

高橋委員長から調査の結果を報告願います。

高橋第二調査
委員会委員長

第 2 号議案の調査結果について報告します。調査は、阿部康幸委員、菊地郁夫委員、中嶋紀世生委員の 3 名で行いました。今回の申請は、貸駐車場に転用するものが 2 件です。調査の結果報告は、阿部康幸委員からします。

(書面報告)

(4 番阿部康幸委員報告)

番号 1 番は、貸駐車場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha 以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行完了後 8 年以上経過している区域です。農地区分は、第 3 種農地に近隣する区域その他市街化が見込まれる区域内の農地であることから、第 2 種農地と判断しました。申請は、田 579 m²のうち 259 m²を転用し、駐車場 (10 台) に 127.80 m²、通路等に 131.20 m²を利用する計画であり、計画面積は適正で恒久転用でなければ目的が達成されないものと判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は現地を既に整備済のため、費用が掛からないことを確認しております。なお、許可を得ないで現地を駐車場として使用していたことに対し、始末書が提出されております。また、仙台東土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。以上のことから、農地法第 4 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号 2 番は、貸駐車場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha 以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行完了後 8 年以上経過している区域です。農地区分は、第 3 種農地に近隣する区域その他市街化が見込まれる区域内の農地であることから、第 2 種農地と判断しました。申請は、田 217 m²を転用し、駐車場 (10 台) に 100 m²、通路に 117 m²を利用する計画であり、計画面積は適正で恒久転用でなければ目的が達成されないものと判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は、既に整備されていることから費用等が掛からないことを確認しております。なお、許可を得ないで現地を整備していたことに対し、顛末書が提出されております。以上のことから、農地法第 4 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議 長

第2号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等
はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がなければ採決します。
第2号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請
に係る処分決定については、許可と決定いたします。

(午後1時56分)

議 長

次に、第3号議案 農地法第5条許可の規定による許可申請に係る処分決定につ
いて を上程いたします。

高橋委員委員長から調査の結果を報告願います。

高橋第二調査
委員会委員長

第3号議案の調査結果について報告します。調査は、阿部康幸委員、菊地郁夫
委員、中嶋紀世生委員の3名で行いました。今回の申請は、農家住宅に転用する
ものが1件、駐車場に転用するものが1件、現場事務所に一時転用するものが1
件、駐車場に一時転用するものが1件の合計4件です。調査の結果報告は、番号
1番と2番を中嶋紀世生委員から、番号3番と4番を菊地郁夫委員からします。
なお、本日は中嶋紀世生委員が欠席のため、番号1番と2番を私(高橋勝彦委員)
から報告します。番号3番は口頭報告をします。

(書面報告)

(17番中嶋紀世生委員報告) ⇒欠席⇒(高橋勝彦委員長報告)

番号1番は、賃貸借により駐車場に転用するものです。申請地は、市街化調
整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行
区域内で土地改良事業施行完了後8年以上経過している区域です。農地区分は、
第3種農地に近接する区域その他市街化が見込まれる区域内的の農地であること
から、第2種農地と判断しました。申請は、譲受人が田1,982㎡を転用し、事
業面積(雑種地を含む)2,252.36㎡を駐車場(101台)に1,305.00㎡、通路等
に947.36㎡を利用する計画であり、計画面積は適正で恒久転用でなければ目的
が達成されないものと判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切である
ことを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がない
と判断しました。資金計画は自己資金であり、預金通帳の写しが提出されてお
ります。また、令和8年4月9日付で「宅地造成又は特定盛土等に関する工事
の許可申請書」が受理されていることを確認しております。以上のことから、

農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号2番は、賃貸借により現場事務所に一時転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、建築工事業者が畑713㎡を一時転用し、公共工事のための現場事務所等に78.70㎡、資材置場に263.00㎡、駐車場に371.30㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。一時転用期間は、令和8年12月31日までです。用排水計画や被害防除計画、農地復元計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は自己資金であり、金融機関からの残高証明書が提出されております。なお、許可を得ないで現場事務所に使用していたことに対し、始末書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

菊地郁夫委員
(7番)

番号3番は、贈与により農家住宅に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、譲受人が田604㎡を転用し、住宅に82.50㎡、駐車場に120.00㎡、通路に350.00㎡、庭等に51.50㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は、自己資金及び金融機関からの融資によるものであり、預金通帳の写し及び金融機関からの審査結果回答書が提出されております。令和6年12月11日付けで農振農用地から除外の通知書がでております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

(書面報告)

(7番菊地郁夫委員報告)

番号4番は、賃貸借により駐車場に一時転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振農用地区域です。10ha以上の広がりがあり、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過している区域です。申請は、建設業者が田1,112㎡のうち525㎡を一時転用し、公共工事のための駐車場(10台)に利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。一時転用期間は、令和8年5月31日までです。用排水計画や被害防除計画、農地復元計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金残高証明書が提出されております。仙台市泉土地改良区から「差し支えない旨」の意見書

が交付されております。また、農振農用地区域であることから、農用地区域の一時転用について、農林企画課から「農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがない」旨の回答をいただいております。一時転用であることから、農地転用の不許可の例外に該当します。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議 長

第3号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等
はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がなければ採決します。
第3号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請
に係る処分決定については、許可することに決定いたします。

(午後2時3分)

議 長

次に、第4号議案 農地法第2条第1項の適用を受けない非農地証明願の承認に
ついて を上程します。

高橋委員長から調査の結果を報告願います。

高橋第二調査
委員会委員長

第4号議案の調査結果について報告します。調査は、小野寺潔委員、佐々木功
治委員、鈴木可和委員と私（高橋勝彦委員）の4名で行いました。今回は、1件
の申請がありました。調査の結果報告は、私（高橋勝彦委員）からします。

(書面報告)

(15番高橋勝彦委員報告)

申請地は市街化調整区域の農振その他の区域です。現況は、宅地です。申請
理由は、平成7年に農家住宅を建築し現在に至るものです。確認資料である、
全部事項証明書（建物）・固定資産税課税証明・現地写真・航空写真により、
農地法施行後には農地であったものが非農地となってから20年以上経過したも
のであって、再び農地として利用される可能性がなく農地以外となった実情及
び実態が真に止むを得ないものと農業委員会が認めたものに該当し、承認相当
と調査しました。

議 長

第4号議案の調査の結果、承認相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等

はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がなければ採決します。
第4号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第4号議案 農地法第2条第1項の適用を受けない非農地証明願の承認については、承認と決定いたします。

(午後2時4分)

議 長

次に、第5号議案 農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見について(その1)を上程いたします。
事務局から内容を説明願います。

事務局農地係長

議案書の5ページから8ページをご覧ください。

第5号議案 農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見について(その1)は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項に基づき宮城県農地中間管理機構から意見及び貸付相手方に関する要件について、確認を求められているものです。総数3件、7筆17,613㎡について、令和8年6月26日宮城県公告予定分です。本計画の内容は、経営面積、従事日数など貸付相手方に関する要件を満たしていることから、8ページに記載の(案)のとおり回答するものです。

議 長

第5号議案について、ご異議・ご意見等はありませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

意見等がなければ採決します。(案)のとおり回答することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第5号議案農用地利用集積計画(案)に係る意見について(その1)については、(案)のとおり回答することに決定します。

(午後2時10分)

議 長

次に、第6号議案 農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見について(その2)を上程いたします。

第6号議案については、高橋勝彦委員と私(赤間会長)関連の案件があります

ので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席することになります。

最初に事務局から内容を説明願います。

事務局農地係長

議案書の9ページから13ページをご覧ください。

第6号議案 農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見について(その2)は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項に基づき宮城県農地中間管理機構から意見及び貸付相手方に関する要件について、確認を求められているものです。総数5件、21筆40,916㎡について耕作者の変更をするもので、令和8年6月26日宮城県公告予定分です。本計画の内容は、経営面積、従事日数など貸付相手方に関する要件を満たしていることから、13ページに記載の(案)のとおり回答するものです。

議 長

5件のうち議事参与の制限に係る案件から審議します。

最初に、私(赤間会長)関連の案件、番号1番を審議することにします。

議長を嶺岸若夫会長職務代理者に交代して進めます。それでは、私(赤間会長)は退席します。

(赤間会長退席)(議長交替)

議 長

(嶺岸若夫会長
職務代理者)

議長(赤間会長)が退席しましたので、私(嶺岸若夫会長職務代理者)が議長となって進めます。

赤間会長関連の案件、番号1番について、ご異議・ご意見等はありませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

(嶺岸若夫会長
職務代理者)

意見等がなければ採決します。

番号1番について、(案)のとおり回答することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

(嶺岸若夫会長
職務代理者)

全員挙手と認めます。よって第6号議案農用地利用集積計画(案)に係る意見について(その2)の番号1番は、(案)のとおり回答することに決定します。赤間会長関連の案件(番号1番)が終了しましたので、赤間会長は入室してください。

(赤間会長入室)

議 長

(嶺岸若夫会長

赤間会長関連の案件が終了しましたので、議長を交替します。

職務代理者)	(議長交替)
議長 (赤間会長)	<p>それでは、引き続き審議を再開します。 高橋勝彦委員の案件、番号2番から5番を審議することにします。 高橋勝彦委員は退席していただきます。</p>
	(高橋勝彦委員退席)
議長	番号2番から5番について、ご異議・ご意見等はございませんか。
	(異議、意見等なし)
議長	<p>意見等がなければ採決します。 番号2番から5番について、(案)のとおり回答することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	(全員挙手)
議長	<p>全員挙手と認めます。よって第6号議案農用地利用集積計画(案)に係る意見について(その2)の番号2番から5番については、(案)のとおり回答することに決定します。 高橋勝彦委員の案件(番号2番・3番・4番・5番)が終了しましたので、高橋勝彦委員は入室してください。</p>
	(高橋勝彦委員入室)
	(午後2時13分)
議長	<p>次に、第7号議案 農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見について(その3)を上程いたします。 事務局から内容を説明願います。</p>
事務局農地係長	<p>議案書の14ページから18ページをご覧ください。 第7号議案 農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見について(その3)は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項に基づき宮城県農地中間管理機構から意見及び貸付相手方に関する要件について、確認を求められているものです。総数10件、27筆36,661㎡について耕作者の再移転をするもので、令和8年6月26日宮城県公告予定分です。本計画の内容は、経営面積、従事日数など貸付相手方に関する要件を満たしていることから、18ページに記載の(案)のとおり回答するものです。</p>
議長	ご異議・ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

意見等がなければ採決します。

(案) のとおり回答することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって第7号議案農用地利用集積計画(案)に係る意見について(その3)については、(案) のとおり回答することに決定します。

(午後2時15分)

議 長

続きまして、協議に入ります。

(1)「令和8年度最適化活動の目標の設定等について」を、事務局から説明願います。

(郷古雅春委員入室(午後2時18分))

— 協議 —

事務局振興係

(1)「令和8年度最適化活動の目標の設定等について」

議 長

ご意見・ご質問等はありませんか。

(意見・質問等なし)

議 長

意見等がなければ、(1)「令和8年度最適化活動の目標の設定等について」は、承認といたします。

(午後2時20分)

議 長

続きまして、報告事項に入ります。まず農地関係から報告します。

(1)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出から(7)売渡あつせん希望農地一覧表までを事務局から報告願います。なお、質問については説明後、一括して受けます。

事務局農地係長

それでは、報告いたします。別紙報告書をご覧ください。

(1)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出については、1ページから2ページに記載のとおり7件の届出がありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(2)農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については、3ページに記載のとおり9件の届出がありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(3)農地

法第3条の3の規定（相続等）による届出については、4ページに記載のとおり7件の届出がありました。すべて遺産分割による相続となっており、事務局長専決により受理しております。(4)農地法第18条第6項の規定（合意解約）については、5ページに記載のとおり5件ありました。(5)農業用施設に供する2アール未満の農地転用届出については、6ページに記載のとおり1件ありました。(6)公共工事に伴う農地転用届出については、7ページに記載のとおり1件ありました。(7)売渡あっせん希望農地一覧表については、買い受け希望申出が2件、希望価格の変更が1件ありましたので一覧表を修正しております。あっせんの掘り起こしをよろしくお願いいたします。

農地関連の報告事項は、以上でございます。

議 長

報告事項(1)から(7)までについて、ご質問等はございませんか。

(質問等なし)

議 長

質問がないようですので、次に、(8)「令和7年度第6回企画検討委員会会議報告」を、阿部企画検討委員会委員長から報告願います。

— 報告 —

阿部企画検討委員会委員長

(8)「令和7年度第6回企画検討委員会会議報告」

議 長

報告事項(8)について、ご質問等はございませんか。

(質問等なし)

議 長

質問等がないようですので、以上で報告事項を終了いたします。

(午後2時27分)

議 長

続きまして、その他に入ります。

(1)会長報告は、私（赤間 敬 会長）からいたします。

赤間会長

— その他 —

(1)「会長等報告」

議 長

ご質問等はございますか。

(質問等なし)

議 長

質問等がないようですので、次に(2)「農業委員会による最適化活動の点検・評価の実施」についてを、事務局から説明願います。

事務局振興係	(2)「農業委員会による最適化活動の点検・評価の実施」
議 長	ご質問等はございますか。
	(質問等なし)
議 長	質問等がないようですので、次に(3)「事務局からの連絡事項」を、説明願います。
事務局 農地係長 振興係	<p>(3)「事務局からの連絡事項」</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市街化調整区域内における建築物の建築を伴わない農地転用許可リスト 2 農業用施設の農地転用許可の要否リーフレット 3 令和8年度農地等の利用の最適化に関する意見について 4 令和8年度農林関係税制改正要望について（県農業会議依頼） 5 仙台市農業委員会事務局職員名簿・担当事務 6 令和8年5月～6月の予定表 7 令和8年度新規就農相談会スケジュール 8 他都市農業委員会だより等（松山市、名取市） 9 令和8年度より気象の警報などが大きく変わります（気象庁チラシ） 10 仙台市都市計画審議会委員の交替
議 長	ここまでの説明について、ご質問等はございませんか。
	(質問等なし)
議 長	質問等がないようですので、その他について終了いたします。 他に何かございますか。 なければ、以上で議事の一切を終了いたします。
司会：振興係長	それでは、閉会のあいさつを嶺岸若夫会長職務代理者からお願いします。
嶺岸会長職務 代理者	以上をもちまして、仙台市農業委員会第97回総会を閉会します。
	閉 会
	(午後2時54分)